

議 事 日 程 (第 4 号)

平成25年6月21日(金曜日) 午前10時 開議(本会議)

※条例案件の審議及び採決

- 日程第 1 議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定について
日程第 2 議第56号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定について
日程第 3 議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例の設定について
日程第 4 議第58号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 5 議第59号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

※発議案件の審議及び採決

- 日程第 6 発議第5号 遊佐町議会基本条例の設定について
日程第 7 発議第6号 議会活動等に関する調査特別委員会の調査期間の延長について
日程第 8 発議第7号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 14名

出席議員 14名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
7番	佐藤智則君	8番	高橋冠治君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君	14番	三浦正良君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	佐藤源市君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員長	高橋栄子君
教育長	那須栄一君	職務代理者	東海林和夫君
農業委員会会長	阿部一彰君	教育委員	佐藤正喜君
代表監査委員	金野周悦君	職教委	

☆

出席した事務局職員

局長 小林栄一 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

本 会 議

議長（三浦正良君） おはようございます。延会前に引き続き本会議を開きます。

（午前10時）

議長（三浦正良君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、渡邊教育委員会委員長が公務のため高橋教育委員会委員長第2職務代理者が出席、その他全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

昨日に引き続き、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第1、議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

6番、阿部満吉議員。

6番(阿部満吉君) おはようございます。この条例に当たっては、やはり今まで苦勞された執行部側、それなりに私たちも考えてまいりましたけれども、その功に報いるためにここで議会の中で私はこの条例のいわゆる理念というか、イメージというものはっきりしたいなというふうに思っております。というのは、やっぱり条例文はそのときの時代にあって変化していくものであろうかと思えますし、その時々によって解釈の仕方が違って来るかというふうなことも起こり得る、条例というものはそういうものだと思います。そのときに合ったものに変化するのもそれ仕方ないことですが、つくった者たちの思いを少しここで明らかにしておいて後世に伝えたいなというふうに思っておりますので、ご協力のほうひとつよろしく願いいたします。

まず最初に、いわゆる新しい言葉として予防原則というような言葉がございます。この予防原則というのは、いわゆるどこでつくられたのかわかりませんが、言い得て確かなものという、すごく理解はできるのですが、これをやっぱり予防原則というものをある程度定義化する必要があるかと思えますので、その思いをお願いしたいと思います。

それから、9条になるわけですが、保全地域の指定はどの範囲かということで、きのう13番議員にもお話が、回答があったわけですが、いわゆる色塗りされたところというようなことではなくて、やはり言葉としてどういう理念で色塗りされたものなのかも含めてその保全地域を決めていくのかというようなことを少し詳しくお聞きしたいと思います。なかなか県条例等々もあって事前に、可決された県条例のほうはまだ見ていないのですが、事前に渡された県条例なども結局今までのもの、今まで事業をされているところにはなかなかその適用にならない、新規に事業が起こるところからの適用というようなこともございますので、それで我々が求めるいわゆる岩石採取の抑制ということができるとどうかも含めて、その保全地域の指定という考え方を示していきたいと思えます。

それから、20条、井戸、揚水の登録等とございます。その保全地域の指定にもかかわってくるわけですが、いわゆるこの条例の提案補足説明の中で、いわゆる西山のスプリンクラー等々の移動にも規制がかかる、イメージとして思ってくださいというようなくだりがあったと思えます。それは、今までの移動も全部洗い直すのか、新規にこれからやるものに対して、掘り上げるものに対しての届け出なのか、その届け出は毎年更新なのか、3年なのか、その辺のところもお伺いしたいです。いわゆるその口径等々についてはこれからの要綱をつくる中でつくっていくのだらうと思えますけれども、その辺の考え方のほうをひとつイメージしたいと思いますので、よろしく願います。

次が24条でしたかな。24条に、私も十何年前ころからいわゆる岩石採取に関してはいろいろ質問もしてきましたし、いわゆる西山のほうの山砂採取にもいろいろな問題があるのだよという話がありました。その中で、事業終了後の土地の適正な管理に関する協定締結に関して、努めるという努力規定に落ちついた、トーンダウンした理由についてお伺いしたいと思います。

それから最後に、27条、土地の買収、買い取りについてですが、簡単に言えばいわゆる二束三文の土地を高く買い取れよというような話ですので、いわゆるきのうもありました岩石採取をとった後にもう苦しいから買ってよというようなことでは、まちはその特定の企業にただ享受を与えるだけというような気もいたします。そして、先ほどのいわゆる事業後の森林の復帰等々も考えれば、それなりのコストも

かかるわけですので、それは差っ引く必要があるかと思うのですが、もしその事業者が森林復帰できないということであれば、そういうことも含めて、いわゆる買い取りについてももう少しどういうイメージでこの買い取りの条項を加えたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、水循環保全審議会ですけれども、その委員の選定に当たってはどのような気持ちで、イメージでおられるのか。いわゆる環境審議会等々は10名ですね。それが8名というようなくりになっているようですので、公平性的な審議会になるためのいわゆる審議委員の選定についてのイメージをお聞きしたいと思いますし、実はもう一つ、22年の6月から山砂採取、西山の山砂採取全体計画検討会議が発足しておりまして、いわゆる山砂をとる場所、量等々話し合いの上行っているような状況にあります。24年度には、1カ所たしか不採択で砂をとらないで終わったようなこともちらっと聞いた覚えもありますので、そのぐらいの権限をこの今の水循環保全審議会にも与えてはいかがなものかなというふうに思います。ということは、いわゆる県条例のほう、県の認可事業でありますので、県からの問い合わせのときにその審議会の中でこれはまずいのではないというような感じの返答ができるような形でできればなというイメージは思っておりますので、その辺のところちょっと多岐にわたりましたけれども、お願いしたいと思います。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） おはようございます。それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目、条文の解釈は時代、時代の変化も、その解釈の変化もあって、それに対応し得るといった前提に立ってのご質問での予防原則でございました。予防原則の規定、定義に限らず、この条例は1条1条非常に重いものがございます。重要な条例だと考えておりますので、いずれ早いうちに正式な形での逐条解説書を作成をする予定でございます。おおむねの整理は、その1条1条の解釈の整理はできておりました。この予防原則の定義について、さきの骨子案では定義をすることと、この条文に定義の規定を載せることとしていなかったわけですが、パブリックコメントをした際にやはりわかりにくいと、条例の理念をなすものであるから、しっかりと条文にその定義を定義という形でうたったほうがいいのではないかという町の意見をいただいて、骨子案にも示し、そしてこの条例にも文章化させていただいたというものでございます。この内容につきましては、国の環境基本計画の中身を引用させていただきました。環境基本計画の中では、表現としては予防的な取り組み方法の考え方に基づいて対策を講じていくべきであるという表現にしております。この予防的な取り組み方法という意味合い、そこから受ける印象では、まだ規定の仕方が弱いのではないかという捉えをしまして、予防原則と、原則といった表現が我々の一歩踏み込んだ強い姿勢だというふうにご理解をいただければよろしいかなと思います。今回の条例の考え方につきましては、これまでも岩石採取の事業に当たってご懸念をいただいておりますとおり、一度水脈なり地下水が損傷あるいは水質の汚濁等があったらもう取り返しがつかないのだということで、これはもうどんなもそのような認識にあらうかと思っております。だからこそ、そういうことにならないようにおそれのあるものであっても予防原則という理念、考え方に基づいて規制をしていくのだと。恐らくは全国的に例のない条例の仕立てになっているものという理解をさせていただいております。この条例作成に当たっては、顧問弁護士の先生にもご相談を申し上げ、法令に抵触がないかどうかについても1条1条ご確認をいただいて、問題はないというお墨つきもいただいておりますし、行政の施策にかかわる政策法務に精通をされて

おる公文大の先生からも条例検討会議に入っただいて、アドバイザーとしてつづさにご指導をいただき、この辺の抵触性を絶対回避をしなければならないというようなことでそのような整理をしていただき、他の全国の訴訟の事例なども引き合いに出しながら、問題を点検をしながらこのような条文、項文構成にしたというものでございます。

9条のエリアの色塗りというお話でございました。これ8条、9条にわたってということになるかと思えます。つまり水源保護地域の指定が8条、それから水源涵養保全地域に関しまして9条と。8条、9条にわたってということになりますが、きのうの質疑の中で環境基本計画改定版で示された清流涵養域あるいは湧水影響域の色塗り、この部分が、この考え方といいますが、この色塗がベースになるであろうというお話をさせていただきました。

(「ページ」の声あり)

企画課長(池田与四也君) 環境基本計画もしお持ちであれば10ページになります。特にこの10ページの湧水影響域のこの4つの湧水ベルト地帯、途中切れているところがありまして、また白地の部分がございます。この白地の部分については、湧き水、著名なといいますか、著名な湧き水がないエリアということで空白、白塗りになっております。この部分を今後エリア指定の段階で手続において、検討の余地はございますが、恐らくはこの湧水涵養域、黄色で色塗りされているこの辺の一角がその水源保全涵養域の対象になってくるであろうという想定をしております。一方、水源保護地域につきましては、ご案内のとおり遊佐町の水道水は全て地下水あるいは湧水をもって給水をしております。各所に水源がございます。山麓地帯だけではございません。平津の浄水場周辺に井戸を持っております。その辺の平場のエリア、水源の周辺、そしてこの吉出山の付近にございます白井簡易水道の水源あるいは直世簡水、落伏簡水あるいは吹浦、それぞれの水源にかかわるその周辺のエリアを指定をするという想定をさせていただいております。

今現在進められている岩石採取の地点につきまして、その現場につきましては、もちろんこの図面に湧水影響域に照らしてもそうであるわけですが、重要な湧水地帯となっておりますので、その部分にも網かけがされてくるであろうと考えております。今後単純期間延長の申請に関する課題もあるわけですが、今後その地点においてエリア拡大あるいは深掘りというふうな、同じ場所で、というようなことがあれば、そのエリア指定、この条例の規制の対象になってくるであろうという想定もさせていただいております。

西山のお話がありました。第20条でございまして。指定をした水源保護地域あるいは水源涵養地域内での一定の口径、規則に定めませんが、それ以上の口径のものについては、エリア地域内では規制の対象となります。それ以下であれば、即規制というものではなくて届け出、それからエリア外であれば一定の口径の井戸であれば届け出の対象とします。つまり西山地域はエリア地域には入らないという前提で申し上げれば、一定の口径以上のものであれば届け出の対象としまして、新規の分につきましては今後、町の管理下と言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、町で捕捉をしていきたいと、その把握をしていく対象とさせていただきたいというものでございます。

24条、西山の山砂採取の会議の……トーンダウンの理由って何でしたっけ。

(何事が声あり)

企画課長(池田与四也君) はい、失礼しました。

(何事が声あり)

企画課長（池田与四也君）　そうですね。はい。24条で努力規定とさせていただきます。条例の概要説明でも申し上げたかと思いますが、これパブリックコメントでも意見が出された事項でもあります。岩石採取後に計画どおり植林をしても、その現場状況がなかなか、表土が不足しているだとか、そういった自然環境の問題もありまして、その後の撫育、管理も十分でないといったところも少なくないというふうにご認識をしております。一方で、開発の跡地に限らず、一般に管理放棄、管理放棄されているという森林等も多いわけでご覧になって、直接の岩石採取あるいは一般の管理放棄地、いろんな形態がございまして、これらを一緒に義務規定とすると、なかなかここに実態的に規制を本当に働かせていいのかがどうかというところもございまして、そこでの温度差といいますか、トーンダウンという言い方をかりればそのダウンのほうに合わせさせていただいたというものでございます。管理放棄という事象に合わせた形での努力規定となっております。トーンダウンだとおっしゃられれば、それはそのとおりかもしれません。

土地の買い取りに関してでございます。27条の規定に関しては、まず土地の買い取り価格の基準を定めます。これ規則で定めたいと考えておりました。決して事業者のその営業を保証する岩石の売り値価格を上乗せをするだとか、そういったものではございません。あくまでも土地そのものの値段ということで、不動産鑑定価格、それから近傍類似価格を参考にして、標準的な値段で買い取るということを想定しております。決して利益を保証するというものではございません。

審議会の選定のイメージということでありました。8名を選任したいと考えておりますが、確かに環境審議会が10人、この水循環保全審議会が何で8人なのだという厳然たるものはないのですが、そのイメージとしては農業団体、それから環境保護団体、そして環境審議会から、その10名のうちの、環境審議会から、それから学識経験者としてそれぞれ2名ずつが適当なのではないかなと考えまして、4つの団体から掛けるところの2名で8名という形にしました。委員としては8名。ただ、専門のアドバイザーからも入っていただく形をとらせていただいております。これは、委員そのものではございません。

その審議会に与える権限ということになりますが、権限は決して行政処分の権限者であり得るといことは考えられません。あくまでも地方自治法にのっとった諮問機関でございますので、つまり町長が政策判断、決定をする際町民等のご意見を伺う、町民等その代表のご意見を伺い、その際意見を出す際は町長の諮問に応じて調査研究あるいは審査をしてといったところの諮問機関というものとして自治法に定められておりますので、それ以上でもそれ以下でもない。逆に何らかの権限を与えられる側、諮問機関、これだけの重要な事項に対してそういった権限を付与される側の立場に立てば、それはそうさせるべきではないと。一般論的にもそう思いますし、もともと法律でそれは禁じられておりますので、そういう性格を具備しているものだということにご理解いただければと思います。

以上です。

議長（三浦正良君）　6番、阿部満吉議員。

6番（阿部満吉君）　まず、エリアに関してですけれども、いわゆるこの……言葉にするといいにくいのですが、やはり色塗りの黄色の部分科学的にこれは遊佐町の湧水の涵養域であるので、大切にしなければいけないのだよということで、実際国定公園も入っておりますから、国定公園外という考え方でよろしいかなというふうにおもうのですけれども、それは科学的に証明されているという裏づけをもってしてのいわゆるエリアの選定ということになるのか、もう一度お願いしたいと思います。まだまだもう少し

し広げてもいいのかなというような気持ちもいたします。例えばいわゆる森林伐採するだけで二ノ滝の上のほうにある森の清水の水が枯れるというような実態もあるわけですので、この開発行為の中にいわゆる森林伐採も本当は入れていかなければいけないのかなというふうな気持ちも実はあるのですけれども、そこまで厳しくしたらまた山がもっと荒れてしまうということもあるかもしれませんので、その辺も気をつけながらもう少しエリア選定というものも考えていったらどうかというふうに思っております。

エリアの拡大、深掘りには対応、いわゆる網かけが適用されるということですが、いわゆる今の行われている事業継続中にはそれは適用にならないのだというふうな考え方でよろしいのでしょうか。確かにいろいろ今まで一般質問してきた中では、いわゆるこの条例は今の岩石採取をとにかく私たちはやめさせてくれ、行政側の立場としては抑制していくという理念のもとにつくられてきたはずだと私は今までずっと思っていたのですけれども、いわゆる継続する申請が今恐らく予備申請が出されていると思うのですけれども、それには当たらないのだということになるのかどうかの、もう一度この網かけの事業に対する適用範囲というものをもう少し深く説明いただきたいと思います。

24条の努力規定については、いわゆる山の撫育放棄地等々も勘案しての努力規定にしたということですが、これに関しては事業開始時の申請要件の中にいわゆる事業後の適正な管理等々は規定していけば解決できる問題ではないかなというふうに思いますので、努力規定をもう少し強く押し出してもいいのではないかなと思います。なかなか難しいのです。砂とった後に松を植えてもなかなか根づかない。砂でさえそれなのですから、山のほう、碎石とった後一応木は植えていますけれども、植えた木はおがらない、生育しないで、それこそ未詳の雑木が最初に育っていくというようなこともありますので、この辺はもっと山を大事にするという、山を恐れるというような、おっかない恐れではなくて山を敬う恐れという意味から、私たちは山に対してもっと謙虚であるべきだと思うのです。いただいたものの対価は山にお返ししなければいけないのではないかとことを常々考えておりますので、これは努力規定ではなくてかなり深く義務規定に立った考え方にしていきたいなというふうに思います。

一番最初の予防原則に関しては、いわゆる逐条解説のほう待ちたいと思いますけれども、なかなか住民、町民のほうにお話するときにはこの言葉というのは私どももかみ砕いてこなれておりませんので、その辺速やかなる本当の条文ができればいいかなというふうに思っております。

ちょっともっと聞きたいことあったような気もしますけれども、混乱しないうちにまずその辺についてもう一度お願いしたいと思います。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

エリア指定に関しまして、一方の水源涵養保全地域で申し上げますと、そちらのほうの質問の趣旨のようでございますので、ざっくりと言えば山麓の民有林、民有林帯でございます。民有林帯を指定したいと。国有林はですから含まないというそのイメージを持っておりました。個別にいろいろと町民の思いあるいは地主の思いがあるかと思えます。そしてまた、必ずしもこのエリアに属さないところで重要な湧水なりあるということがわかれば、なかなか点で規制をかけることはできないかと、これもイメージとして持っておりますので、面としての広くかけていく。ですから、またこの図面で申しわけありませんが、黄色の部分をごらんに広げていくのか、あるいは縮小という考え方も、縮小という考え方は持っていないの

ですけれども、その辺のことも含めて検討していくことになるかと思えます。その辺はまた別途調査の上ということになるかと思えます。

それから、規制に関して、今現在採掘されている現場に関して絡めての話ですが、この条例の規制条項の発効は26年1月からになります。来年の1月から。条例本体は4月1日からということで附則に書いてあるわけでございます。実質的には来年の1月から。それ以降に仮に同現場での計画において深掘りなりエリア拡大という新たな申請が出された場合は、当然にして規制の対象になっていくであろうと考えております。ただ、あくまでも仮定の話でございますので、これ以上の発言は控えたいと思えます。

なお、4月1日から条例本体が施行するわけでございます。では、この6カ月というのは全く手をこまねいて何も効力がないのかと。そういうものではないという理解をしております。つまり何度も言っておりますその前文、基本理念、そして予防原則の定義に示すように、もう条例の考え方、魂はここで伝えております。この運用をどう図っていくか。この運用。確かに規制条項ではないのですが、町民からあるいは地元、そして事業者からもこの理念というものをしっかり受けとめてもらう。一定程度事業所からもご理解はこれまでも得てきたと思っております。今度は条例を発効するわけです。この重さというものを私は受けとめていただけるものではないかなという期待をもちろん皆さんからも持っていただきたいと思いますし、このことを9月の12日、今計画の期間が満了する前に町長に単純期間延長の意見照会があって、それに回答するわけでございますが、このことを県にも訴えていくということは先般町長が述べたとおりでございます。

24条に関しましてでございます。なかなか現在の法令の仕組みが最終計画後植栽をする、植栽をして県で確認をして、もうそれで事業完了とみなす形になっている関係から、その後の監視なり植栽状況を管理する、監視していくという体制になっていないというところが課題かと思っております。条例については努力規定とさせていただきますが、今後7月以降に定めます町の水源環境保全計画の策定において、これパブリックコメントでも強い指摘を受けましたし、条例検討会議でも何度となく議論をさせていただいた課題として捉えまして、この計画の中にもいわゆる森の再生、森林保全の計画をどう位置づけていくかという、ここにかかわってくるのかなと考えておりますので、その辺での取り組みでこの条例の厚みを増していくということになるかなと考えておりました。

以上になります。

議長（三浦正良君） 6番、阿部満吉議員。

6番（阿部満吉君） 先ほどちょっと聞き忘れたことが、いわゆる8人の委員の権限ではなくて、その選出の公平性です。8人でした。もう少し一般からも公募してもいいのではないかなというふうに思っております。もっと広い意味でいろんな意見を集める必要があるかと思えます。ただ、この条例の中に審議委員と監理協議会委員も規定されていますよね。なかなか複雑になるかと思えますので、その辺のすみ分け等々も少しやっていただきたいなと思えますし、先ほど冒頭に申し上げました西山の山砂最終全体計画検討会議みたいなもので、いわゆるあそこの監理委員会の中でのいろんな計画に対する意見の反映できるような場がやっぱり必要になってくるのだらうと思えます。実際今回のいわゆる9月には間に合わないわけです。この網かけにしても何にしても。そして、ましてや今回は継続事業で手も出せないというような話もあったように思えますので、たとえ町長の諮問機関であっても少しその意見が反映できるような仕組

みにならないとこれはうまくいかないのではないかなというふうに思います。公平性とその反映。意見の反映。日本国の法律の中ではなかなか難しいのかもしれませんが、アメリカあたりだと自分の意見を通すために州知事になったという例もございますので、この業者が町長になったらもうそっちの方にくような感じにという一番最悪の事態も考える必要があるかと思っておりますので、その辺のことも少し逐条解説のほうに反映できればいいかなというふうに思います。

もう一つ、訴訟リスクです。これだけ全国に例を見ないというような予防原則を柱にしておりますので、訴訟リスクもあるかと思っております。その辺をどう整理されているのか伺いして、私の質問終わります。

議長（三浦正良君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

公平なる審議会委員の選任についてということに関しましては、確かに公募という方法がございます。否定する気持ちはないのですが、これまでこの審議会、殊審議会、諮問機関に公募方式、公募制を採用した自治体の例を見ますと、どうしてもちゅうちょしてしまうということなのです。つまり広く応募をしていただくと、誰でもその権利があるというところで非常に特異な意見を持たれる、本当に特異な意見を持たれる方が入られて審議会の混乱を招いているという事例を結構見ているものですから、それで公募方式を取りやめたという自治体もございます。ですから、その辺のこともにらみながら公募方式はとらないほうがいいのではないかと判断をさせていただき、先ほどの、例えばなのですが、そういった団体から入っていただくのが適切なのではないかなという整理をさせていただいたものでございます。これは、阿部議員のみならずほかの皆様からもご議論のあるところかなとは思いますが、そのように整理をさせていただいたものでございます。

審議会の権限という表現には当たらないわけですが、町長はその意見を承って、これ町長の先日のお言葉にもありましたとおり、その意見を十分尊重して政策に反映させるのだと、判断、決定に反映させるのだという、もうその姿勢に尽きるかなと思っております。パブリックコメントでは、参酌すると、審議会の意見を参酌するといった言葉にかえたほうがいいのではないかというご意見がありました。意味的には全く一緒です。参酌をして町長からご判断を仰ぐということになろうかと思っております。訴訟のリスクが当然生じます。それは覚悟の上での規制条例にしたというものでございます。条例検討の入り口論では、精神条例のお話も、ご意見もありましたが、規制条例にさせていただいて、そして過料では、行政罰ではございますが、氏名、住所の公表あるいは町の事務事業への参加をさせないだとか、つまり例えば契約、入札への参加ということになります。そういったことの厳しい措置をするということでございます。ただ、我々、我々といいますか、法律論的にもこの罰則規定というのは罰則をかけることが目的ではなくて、例えば、例えばですけれども、岩石採取する事業者からはこの条例の趣旨にのっとりて厳しい措置もあるのだと、罰則規定もあるのだと、不名誉な事態に陥るということも最終的には、もし不適切な行為に及んだときは、そういうことを捉えていただいて適切、適正な行為に及んでいただく、その抑止効果というものを目的としているというものでございます。ただ、とはいえ町はそこまで踏み込んだものでございますので、訴訟のリスクももちろん覚悟の上での条例だという形になろうかと思っております。

以上です。

議長（三浦正良君） これにて6番、阿部満吉議員の質疑を終了いたします。

ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

1番、筒井義昭議員。反対討論ですか、賛成討論ですか。

(「賛成討論です」の声あり)

議長(三浦正良君) 反対討論はおられませんか。

おらないようですので、賛成討論1名で行います。

1番、筒井義昭議員、登壇願います。

1番(筒井義昭君) 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例制定への賛成討論を行います。

遊佐の水資源、水環境と自然環境、自然景観は、今遊佐に暮らす町民にとって守らなくてはならない環境、景観であると同時に、次世代や未来の町民に守り伝える義務があると考えます。本条例が遊佐の水資源、水環境と自然環境、自然景観の保全に寄与することができる条例であることを強く望みます。条例執行に当たり、以下4点の遵守を願いたい。

1、本条例第2条第2項、第3条第4項にうたわれている予防原則による本条例の適切な運用がなされること。

2、本条例第7条第3項、第10条第1項、第17条第1項にある遊佐町水循環保全審議会の意見、調査審議結果が尊重されること。

3、本条例第34条、報告の徴収及び立入調査が強化されること。

4、第25条、地下水などの良好な水質が堅持されること。

以上、4点の遵守により、遊佐の水資源、水環境と自然環境、自然景観が健全な形で保全、堅持され、未来、次世代に伝えられることを強く望みます。本条例制定に向けて尽力された町長、担当職員、遊佐町水循環保全条例検討委員会の皆様に深く敬意を払わせていただくと同時に、感謝を申し上げ、遊佐町の健全な水循環を保全するための条例制定への賛成討論とさせていただきます。

議長(三浦正良君) これより議第55号 遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

議長(三浦正良君) 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議第56号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第56号 遊佐町新型インフルエンザ等対策本部条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第57号 遊佐町高校生通学乗合タクシーの設置及び運行に関する条例の設定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議第58号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議 長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議 長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第58号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議 長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議第59号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題と

いたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(三浦正良君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第59号 遊佐町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(三浦正良君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、発議案件の審議及び採決を行います。

日程第6、発議第5号 遊佐町議会基本条例の設定について議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長(小林栄一君) 上程議案を朗読。

議長(三浦正良君) お諮りいたします。

本件につきましては、議会活動等に関する調査特別委員会の協議に基づいて提案したものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、発議第6号 議会活動等に関する調査特別委員会の調査期間の延長についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長(小林栄一君) 上程議案を朗読。

議長(三浦正良君) お諮りいたします。

本件につきましては、議会活動等に関する調査特別委員会の協議に基づいて提案したものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(三浦正良君) ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、発議第7号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

小林議会事務局長。

局長（小林栄一君） 上程議案を朗読。

議長（三浦正良君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたくと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（三浦正良君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、この専決を議長に委任することと決定いたしました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第489回遊佐町議会6月定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時06分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成25年6月21日

遊佐町議会議長 三 浦 正 良

遊佐町議会議員 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 土 門 治 明